

# 公立大学法人横浜市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程

制 定 令和6年10月16日規程第70号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

## (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等の開示を行うものとする。

## (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、研究を担当する副学長をもって充てる。

## (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に係る重要事項等を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

## (組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) 公立大学法人横浜市立大学経営方針会議規程第3条に定める者

2 委員会に委員長を置き、委員長は統括責任者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行す

る。

5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

6 委員会が必要と認めるときは、その審議する事案に関して専門的知識・経験等を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究推進部において処理する。

(相談窓口)

第11条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、研究推進部の職員をもって充てる。

3 本学内関係所管課と研究インテグリティの確保に関する情報共有及び連携を行うため、連絡会を置く。連絡会の庶務は、研究推進部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年規程第70号)

この規程は、令和6年10月16日から施行する。